

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 26 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年 6 月 25 日付障発 0625 第 2 号の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」によりお示ししているとおり、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしています。

これまでに、当部のコールセンター等への御意見において、

- ・ 職員が慰労金の申請を希望しているのに、施設・事業所が慰労金を申請してくれない
 - ・ 施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない
- という声が届いています。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、障害福祉サービス施設・事業所等を通じた一括申請の方法としておりますので、慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者も、施設・事業所等がとりまとめ申請することにより慰労金を受け取ることができます。

従って、施設・事業所等において対象者をとりまとめるよう御理解、御協力をいただくことが重要です。

このため、都道府県におかれましては、各施設・事業所等が、

- ・ 職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと
- ・ 派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うこと

について、引き続き管内の施設・事業所等への丁寧な周知やコールセンター等での相談に御対応いただき、必要に応じて提出状況を確認するなどし、対象となる職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々に慰労金が確実に届けられるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、関係団体宛にも同様の趣旨で依頼文書を発出しておりますので、適宜連携の上、御対応いただきますよう併せてお願いいたします。